

「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（令和 4 年 8 月 10 日 統計委員会建議）
を受けた政府の対応について

令和 4 年 8 月 10 日
統計行政推進会議申合せ

平成 31 年 1 月に明らかとなった毎月勤労統計調査の事案を受け、政府を挙げて各種取組を実行していた中で、昨年 12 月に建設工事受注動態統計調査に係る「重大事象」が発生し、多くの統計ユーザーに影響を与えたことを統計行政推進会議としても重く受け止めている。

今般、国土交通省及び総務省・統計委員会での事案の検証、総理指示を受け、統計委員会（公的統計品質向上のための特別検討チーム）での審議、及び点検・確認の結果を踏まえて、統計委員会から建議「公的統計の総合的な品質向上に向けて」が総務大臣に提出された。

本会議としては、この建議を真摯に受け止め、建議で提案された各対策の実施内容、実施時期等を別紙のとおり定め、会議の構成員一人一人が、これらの対策が着実に実行されるよう主導的に取り組み、公的統計の品質向上と信頼回復に全力で取り組んでいくこととする。

＜統計作成プロセスの改善関係＞

公的統計は、国民から得た情報を集計・製表するものであり、国民の合理的な意思決定の基盤として効果的に利用される必要がある。このため、公的統計の品質向上は、公的統計の作成に携わる者の国民に対する責務であることを改めて認識し、統計作成プロセスの改善に取り組む。

■ 業務マニュアルの整備・改善に関する取組

実施時期	該当箇所	実施内容	担当府省
令和4年度から 順次実施	4-i) 4-ii)	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の内容を業務マニュアルに盛り込み、対処する。 ◇遅延調査票の取扱い（各統計調査の特性に応じ、「遅延調査票への対処基準」に沿って、遅延調査票を処理） ◇公文書管理法のルールに沿った統計に係る行政文書の取扱い 	
	7-iii)	<ul style="list-style-type: none"> ■集計システムの仕様について、現状の処理内容を理解できる文書とするなど見える化を図る。 	
	1-i) 4-ii)	<ul style="list-style-type: none"> ■基幹統計調査については、令和4年度後半に事後検証（自己点検）を実施する予定となっているものから順次、業務マニュアルについて以下を確認し、結果を踏まえて、その充実・改定を行う。 ア）各業務プロセスの業務内容に対応した記載内容となっているか イ）業務マニュアルで作成を定めている成果物や業務記録が作成・保存されているか ウ）共有の範囲や方法は適切か ■事後検証（自己点検）において、以下の確認を行う。 ◇「遅延調査票への対処基準」に沿った遅延調査票の処理となっているか 	各府省
	3-i)	<ul style="list-style-type: none"> ■変更管理の取組を導入する 	
	3-ii)	<ul style="list-style-type: none"> ■各府省の変更管理の導入を支援するため、以下を行う。 ◇業務プロセスの変更が他の業務プロセスに影響を及ぼした事例、変更管理によって問題発生を未然に防いだ事例等の収集・整理・提供 	総務省
	1-ii)	<ul style="list-style-type: none"> ■建設工事統計及び建築着工統計について統計作成プロセス診断を実施する。 	
<p>●以上の取組により、令和5年度初までに、業務マニュアルの効果的・効率的な整備・活用や、事後検証（自己点検）及び統計プロセス診断の実効性向上及び機能的実施のために必要な事項を、事例に即して把握し、以下の取組に反映する。</p>			
令和4年度から 令和5年度前半 までに実施	1-ii)	<ul style="list-style-type: none"> ■統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う。 	国土交通省
	1-iii) 2-i) 3-ii) 4-iii)	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の内容を盛り込んだ「統計作成ガイドブック」を策定する。 ◇業務マニュアルに記載すべき事項の目安 ◇公文書管理法のルールに沿った統計に係る行政文書の取扱い ◇業務マニュアルに記載のない事態が生じた場合にその記録を残すこと ◇変更管理の手法や事例 ◇遅延調査票の取扱い 	総務省
	1-iii)	<ul style="list-style-type: none"> ■業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、「点検・評価ガイドライン」及び「統計作成プロセス診断の要求事項」を改定する。 	
	令和5年度から 順次実施	1-iv) 3-ii)	<ul style="list-style-type: none"> ■策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニュアルの必要な改定を行う。
1-iv)		<ul style="list-style-type: none"> ■改定後の「点検・評価ガイドライン」に基づく事後検証（自己点検）を実施する。 	
3-ii)		<ul style="list-style-type: none"> ■以下に基づき、「統計作成ガイドブック」の内容を充実する。 ◇変更管理の事例 	総務省
1-v) 4-iii)		<ul style="list-style-type: none"> ■「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に実施する。その際、統計調査に応じて診断事項の重点化を行うとともに、以下の確認を行う。 ◇「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているか 	
<p>●令和5年度末時点で、業務マニュアルの整備・活用状況や効果、事後検証（自己点検）及び統計作成プロセス診断の実施状況や成果、必要なリソースなどを、事例に即して中間的に把握し、以後の取組に反映する。</p>			

■ 統計作成プロセスの不断の改善に関する取組

実施時期	該当箇所	実施内容	担当府省
令和4年度から 順次実施	2-ii)	■事後検証（自己点検）などの機会に、業務を遂行する際に行った業務マニュアルに記載されていない例外措置や記載された対応以外の対応を、業務マニュアルに加えるか、記載内容を見直すか検討する。	各府省
	6-i)	■調査の準備段階から、地方公共団体や民間事業者との意思疎通を十分に実施し、事後検証（自己点検）の機会等に地方公共団体や民間事業者から意見を聴取する。	
	7-iii)	■システムを用いたエラーチェック等データ審査のデジタル化を推進する。	
	6-ii)	■以下に基づき、統計作成ガイドブック、点検評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項を改定する ◇各府省による地方公共団体・民間事業者からの意見に基づく統計作成プロセスの改善の好事例、意見交換の手法や事例等	総務省
	5-i)	■統計作成プロセス診断などの場を活用し、ヒヤリ・ハット事案の報告等について専門家の指導を受け、結果を横展開する。	
	7-iv)	■デジタル技術を活用した、業務マニュアルの更新状況の管理、効率的な更新・保存の在り方や、統計作成プロセスの標準化の推進、関係者間のコミュニケーションの効率化等について技術的に検討する。	

<品質を優先する組織文化の形成関係>

公的統計の品質の問題は、統計ユーザーに対して広く影響を及ぼすものであるということ認識し、その品質を将来にわたって確保していくため、統計作成部門の幹部職員が中心となって、品質を優先する組織文化・組織運営を確立する。

■ 統計幹事等に関する取組

実施時期	該当箇所	実施内容	担当府省
令和4年度から 実施	5-i) 8-i)	■統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員は、品質を優先する組織文化や風通しのよい職場環境を形成する。また、誤りが疑われる事案も含め、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員も積極的に評価する。	各府省
	5-i) 8-i)	■統計幹事に期待される役割を分かりやすく整理して提示する。 ■統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員を対象としたマネジメント研修を開発し、異動時期などに効果的に実施する	総務省
	8-ii)	■統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員の人事評価について、統計の品質管理のための取組の状況、誤り発生時における対応の状況、部下職員の能力向上のための取組の状況などを評価対象に加えるよう努める。	
	令和5年度から 実施	1-iv)	■統計幹事は、事後検証（自己点検）において、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。
8-iii)		■各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修（統計部局以外の部局の幹部・管理職員に対するものを含む。）などに対し、統計の重要性や統計に誤り等があった場合に生じる問題、統計作成のマネジメントの必要性や手法などの基本的事項の情報・事例・コンテンツを提供する。	総務省

■ 統計分析審査官に関する取組

実施時期	該当箇所	実施内容	担当府省
令和4年度から 実施	9-iv)	■統計の品質管理全般の中核となることができるような体制へ見直し・強化を行うとともに、各府省の統計幹事及び統計分析審査官を支えるため、学識経験者等の専門家を技術的アドバイザーとして確保する。 ■研修の充実、実務経験を通じた研鑽の機会の付与、優良事例の共有などを行うとともに、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格の取得者を充てる、在職中にそれらの資格取得に必要な研修を確実に受講させるなど、各府省と共同して確保・育成を行う。	内閣官房 ・総務省

■ 職員に関する取組

実施時期	該当箇所	実施内容	担当府省
令和4年度から実施	9-i)	<ul style="list-style-type: none"> ■重大事象の発生を防止する観点から、その業務量に見合った体制を確保する。 ■統計部門経験の長いエキスパート職員を若手の指導役とする等の工夫を行う。 	各府省
	9-ii)		
	5-ii)	<ul style="list-style-type: none"> ■統計業務の基礎知識等を有する職員が統計部門を支える意識を持つことができるよう動機付けるとともに、そのような職員を中心に専門能力や統計事業のプロジェクトマネジメント等の技能を付与するため、計画的な人事運用を行う。 	総務省・各府省
	9-iii)	<ul style="list-style-type: none"> ■総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、OJTを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省間の人的交流を促進する。 	総務省
	9-ii)	<ul style="list-style-type: none"> ■統計に関する専門能力等を有する職員が適切に評価され処遇されるよう、また、こうした職員が他の行政分野でも活用されるよう、必要な検討を行う。 	
	5-ii)	<ul style="list-style-type: none"> ■統計職員が、誤り発生時に適切な対処を行ったかどうかについて、人事評価において評価が行われるよう努める。 	
	8-iv)	<ul style="list-style-type: none"> ■統計業務の経験や研修の受講状況、統計データアナリスト等の資格取得状況などの情報管理の在り方を検討する。 ■統計データアナリスト取得者へのメリット付与など、取得促進方策を検討する。 	
令和5年度から実施	8-vi)	<ul style="list-style-type: none"> ■職員に対する研修（統計部局以外の部局の職員に対するものを含む。）に統計の品質管理の重要性、統計法令や誤り発生時の対応ルールの概要などの基本的な内容を盛り込む。 	各府省
	3-ii) 8-v)	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の内容を盛り込んだ、統計職員に対するレベル別研修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ◇業務マニュアルの整備や品質管理の重要性、PDCAサイクルの実践のための技術など品質管理の基本的事項 ◇変更管理の重要性や手法 ◇問題の早期発見・早期対処の重要性や、誤り発見後の対応ルールの内容 ◇統計に関する優良事例やヒヤリ・ハット事例 ■各府省が統計職員の研修に活用可能な教材やコンテンツを充実する。 ■統計職員に対するオンライン研修を充実する。 	総務省

■ 誤り発生時の対応ルールに関する取組

実施時期	該当箇所	実施内容	担当府省
令和4年度に実施	5-iii)	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の情報等を、「常用（無期限）」として保存するよう誤り発見時の対応ルールのひな形を改定する。 <ul style="list-style-type: none"> ◇データレイアウトフォーム、符号表等の当該データの定義情報 ◇母集団推計を行うための集計用乗率 ◇行政記録情報など公表された統計を作成するために必要な情報 ◇電子計算機処理に必要な情報、集計プログラム作成のために必要な仕様・それらの取扱要領、調査概要資料等 	内閣官房・総務省
令和4年度から順次実施	5-iii)	<ul style="list-style-type: none"> ■ひな形に沿って各府省の対応ルールを改定し、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。 	各府省

●令和5年度末時点で、誤りの発生状況と具体的な対応、対応に必要なリソースなどを、事例に則して中間的に把握し、上記の統計幹事等に関する取組や職員に関する取組を含む以後の取組に反映する。

＜基盤整備関係＞

各府省における統計作成プロセスの改善及び品質を優先する組織文化の形成のための取組を促進するとともに、その効果を高めるため、それらの基盤整備を強化する。デジタル化に関する取組については、デジタル庁とも必要な連携を取りながら進めるものとする。

■ デジタル化に関する取組

実施時期	該当箇所	実施内容	担当府省
令和4年度から実施	7-i)	<ul style="list-style-type: none"> ■ e-Surveyの利便性の向上のための検討に着手し、改修を進める。 ◇HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式の多様化 ◇ファイル取込み機能の実装 ◇コミュニケーション機能の提供 等 	総務省・(独)統計センター
	7-ii)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 汎用的な集計ツールの開発について検討し、成果を各府省へ提供する。また、集計ツールの活用方法、システム整備の外注管理等に関する研修を開始する。 ■ e-Statについて、収録されている統計調査のデータベース化、調査事項等のカタログ化など結果データの検索・提供機能の充実を図る。 	

■ 中央統計機構による支援強化に関する取組

実施時期	該当箇所	実施内容	担当府省
令和4年度から実施	10-i)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各府省からの相談に対応するため、相談窓口及び相談に基づく個別支援のための体制を充実するとともに、これらの対応を行う際に、専門的な知見を活用するため、民間の学識経験者等によるアドバイザー機能を整備する。 	総務省
	10-ii)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査計画の審査の際に、調査計画に記載のない集計プロセス等についても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる。その際、審査担当部署の体制を充実するとともに、統計研究研修所との連携を強化する。 	
	10-iii)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中央統計機構がこれまで行ってきた以下の業務を充実するとともに、必要な体制の強化及びリソースの確保を図る。 ◇統計分析審査官の支援（見直し後の追加業務についても支援） ◇政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化 ◇統計研修、統計作成に関する各府省からの相談への対応及び相談に基づく個別支援 	